

報告第5号

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長 崎 県 知 事      中      村      法      道

## 令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,422千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸収入		千円 148,183	千円 △30,422	千円 117,761
	1 貸付金元利収入	148,183	△30,422	117,761
歳 入 合 計		172,958	△30,422	142,536

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 生活福祉費		千円 172,958	千円 △30,422	千円 142,536
	1 母子父子寡婦福祉費	172,958	△30,422	142,536
歳 出 合 計		172,958	△30,422	142,536

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長崎県知事 中 村 法 道

## 令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）

令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ866千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 1,091	千円 △503	千円 588
1 繰入金		171	△1	170
	1 一般会計繰入金	171	△1	170
3 諸収入		919	△502	417
	1 雑入	919	△502	417
(就農支援資金貸付勘定)		63,896	0	63,896
1 繰越金		38,123	2,518	40,641
	1 繰越金	38,123	2,518	40,641
2 諸収入		25,773	△2,518	23,255
	1 貸付金元利収入	25,773	△2,518	23,255
(就農支援資金業務勘定)		697	△363	334
1 繰入金		677	△400	277

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	千円 677	千円 △400	千円 277
2 繰越金		10	47	57
	1 繰越金	10	47	57
3 諸収入		10	△10	0
	1 雑入	10	△10	0
歳入合計		66,196	△866	65,330

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 1,091	千円 △503	千円 588
1 農林水産業費		1,091	△503	588
	1 農 業 費	1,091	△503	588
(就農支援資金貸付勘定)		63,896	0	63,896
1 農林水産業費		63,896	0	63,896
	1 公 債 費	63,896	0	63,896
(就農支援資金業務勘定)		697	△363	334
1 農林水産業費		697	△363	334
	1 農 業 費	697	△363	334
歳 出 合 計		66,196	△866	65,330



報告第7号

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長 崎 県 知 事      中      村      法      道

## 令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）

令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,691千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 5,000	千円 Δ5,000	千円 0
1 繰越金		4,300	Δ4,300	0
	1 繰越金	4,300	Δ4,300	0
2 諸収入		700	Δ700	0
	1 貸付金元利収入	700	Δ700	0
(業務勘定)		748	Δ691	57
1 繰入金		745	Δ688	57
	1 一般会計繰入金	745	Δ688	57
2 繰越金		1	Δ1	0
	1 繰越金	1	Δ1	0
3 諸収入		2	Δ2	0
	1 県預金利子	1	Δ1	0

	2 雑 入	1	Δ1	0
歳 入	合 計	5,748	Δ5,691	57

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 5,000	千円 Δ5,000	千円 0
1 農林水産業費		5,000	Δ5,000	0
	1 林 業 費	5,000	Δ5,000	0
(業務勘定)		748	Δ691	57
1 農林水産業費		748	Δ691	57
	1 林 業 費	748	Δ691	57
歳 出	合 計	5,748	Δ5,691	57

報告第8号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長 崎 県 知 事      中      村      法      道

## 令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算（第4号）

令和2年度長崎県県営林特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33,632千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ492,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 261,696	千円 Δ13,392	千円 248,304
	1 国庫負担金	21,769	Δ13,392	8,377
2 財産収入		116,802	Δ15,468	101,334
	1 財産運用収入	21	1	22
	2 財産売却収入	116,781	Δ15,469	101,312
3 繰入金		132,108	Δ1,417	130,691
	2 基金繰入金	22,332	Δ1,417	20,915
5 諸収入		23	5,545	5,568
	1 雑入	23	5,545	5,568
6 県債		15,700	Δ8,900	6,800
	1 県債	15,700	Δ8,900	6,800
歳入合計		526,433	Δ33,632	492,801

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 526,433	千円 △33,632	千円 492,801
	1 林 業 費	358,805	△33,632	325,173
歳 出 合 計		526,433	△33,632	492,801



第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
県 営 林 造 林 事 業 費	千円 15,700	普通貸借  (借入先) (株) 日本政策 金融公庫  (借入時期) 令和2年度。た だし、工事その 他の都合により、 その全部又は一 部を翌年度に繰 延べ借入れする ことができる。	(株) 日 本政策金 融公庫法 第12条第 2項及び 林業経営 基盤の強 化等の促 進のため の資金の 融通等に 関する暫 定措置法 第5条第 2項によ り(株) 日本政策 金融公庫 の定める ところによ る。	借入時期から40 年以内(うち据 置期間25年以 内)において元 利均等又は元金 均等などの償還 の方法による。 ただし、本県財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは借換え をすることがで きる。	千円 6,800	補正前に同じ。	補正前 に同じ。	補正前に同じ。
計	15,700				6,800			

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長崎県知事 中 村 法 道

## 令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）

令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,366千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 119,300	千円 Δ35,000	千円 84,300
2 繰越金		93,501	Δ34,461	59,040
	1 繰越金	93,501	Δ34,461	59,040
3 諸収入		25,699	Δ539	25,160
	1 貸付金元利収入	25,699	Δ539	25,160
(業務勘定)		1,828	Δ1,366	462
1 繰入金		1,726	Δ1,382	344
	1 一般会計繰入金	1,726	Δ1,382	344
2 繰越金		1	1	2
	1 繰越金	1	1	2
3 諸収入		101	15	116
	1 県預金利子	100	6	106

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 雑 入	千円 1	千円 9	千円 10
歳 入	合 計	121,128	△36,366	84,762

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 119,300	千円 △35,000	千円 84,300
1 農林水産業費		119,300	△35,000	84,300
	1 水産業費	119,300	△35,000	84,300
(業務勘定)		1,828	△1,366	462
1 農林水産業費		1,828	△1,366	462
	1 水産業費	1,828	△1,366	462
歳出合計		121,128	△36,366	84,762

報告第10号

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長 崎 県 知 事      中      村      法      道

## 令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）

令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		千円 5,722	千円 △825	千円 4,897
	1 繰 越 金	5,722	△825	4,897
3 諸 収 入		382,018	913	382,931
	1 貸付金元利収入	382,018	913	382,931
歳 入 合 計		392,908	88	392,996

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		千円 392,908	千円 88	千円 392,996
	1 商工業費	16,989	△817	16,172
	2 公債費	375,919	905	376,824
歳出合計		392,908	88	392,996

報告第11号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長 崎 県 知 事      中      村      法      道

## 令和2年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）

令和2年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,709千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,640,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県債		千円 384,900	千円 △6,800	千円 378,100
	1 県債	384,900	△6,800	378,100
3 繰越金		0	91	91
	1 繰越金	0	91	91
歳入合計		1,646,900	△6,709	1,640,191

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地費		千円 1,646,900	千円 Δ6,709	千円 1,640,191
	1 用地費	1,646,900	Δ6,709	1,640,191
歳出合計		1,646,900	Δ6,709	1,640,191

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
用 地 先 行 取 得 費	千円 384,900	債券発行又は普通貸借  (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他  (借入時期) 令和2年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元金均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ	千円 378,100	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	384,900				378,100			

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長崎県知事 中 村 法 道



## 令和 2 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 22,851 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 222,675 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		千円 213,389	千円 Δ22,851	千円 190,538
	1 雑入	213,389	Δ22,851	190,538
歳入合計		245,526	Δ22,851	222,675

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 庁用管理費		千円 245,526	千円 Δ22,851	千円 222,675
	1 庁用管理費	93,658	Δ9,110	84,548
	2 文書管理費	151,868	Δ13,741	138,127
歳出合計		245,526	Δ22,851	222,675

報告第13号

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長 崎 県 知 事      中      村      法      道

## 令和2年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）

令和2年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,994千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 167,849	千円 Δ20,758	千円 147,091
	1 使用料	167,849	Δ20,758	147,091
2 繰入金		59,603	Δ1,490	58,113
	1 一般会計繰入金	59,603	Δ1,490	58,113
3 繰越金		1	256	257
	1 繰越金	1	256	257
4 諸収入		2	Δ2	0
	1 雑入	2	Δ2	0
歳 入 合 計		227,455	Δ21,994	205,461

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 227,455	千円 △21,994	千円 205,461
	1 水産業費	226,934	△22,027	204,907
	2 公債費	521	33	554
歳 出 合 計		227,455	△21,994	205,461

報告第14号

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長 崎 県 知 事      中      村      法      道

## 令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）

令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,147千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,211,909千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 707,397	千円 △35,992	千円 671,405
	1 使用料	707,397	△35,992	671,405
2 財産収入		124,961	10,050	135,011
	2 財産売却収入	116,500	10,050	126,550
3 繰入金		495,166	△5,000	490,166
	1 一般会計繰入金	495,166	△5,000	490,166
4 繰越金		1	14,154	14,155
	1 繰越金	1	14,154	14,155
5 諸収入		76,431	△14,159	62,272
	1 雑入	76,431	△14,159	62,272
6 県債		853,100	△14,200	838,900
	1 県債	853,100	△14,200	838,900

歳入合計	2,257,056	Δ45,147	2,211,909
------	-----------	---------	-----------

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
I 土木費		千円 2,257,056	千円 Δ45,147	千円 2,211,909
	1 港湾費	733,862	Δ35,341	698,521
	2 公債費	1,523,194	Δ9,806	1,513,388
歳出合計		2,257,056	Δ45,147	2,211,909

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 施 設 整 備 費	千円 853,100	債券発行又は普通貸借  (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他  (借入時期) 令和2年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以 内  (ただし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率)	借入時期から30 年以内（うち据 置期間5年以 内）において元 利均等又は元金 均等などの償還 の方法による。 ただし、本県財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは借換え をすることがで きる。	千円 838,900	補正前に同じ。	補 正 前 に同じ。	補正前に同じ。
計	853,100				838,900			

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長崎県知事 中 村 法 道

## 令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）

令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 4,515,900	千円 0	千円 4,515,900
	1 一般会計繰入金	4,425,001	△10	4,424,991
	2 基金繰入金	90,899	10	90,909
歳入合計		45,348,810	0	45,348,810

報告第16号

## 知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和3年6月18日

長 崎 県 知 事      中      村      法      道

## 令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,284,603千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,205,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 43,726,786	千円 Δ1	千円 43,726,785
	1 負担金	43,726,786	Δ1	43,726,785
2 国庫支出金		44,909,339	Δ2,142,520	42,766,819
	1 国庫負担金	29,756,552	Δ4,207,026	25,549,526
	2 国庫補助金	15,152,787	2,064,506	17,217,293
3 財産収入		479	27	506
	1 財産運用収入	479	27	506
4 繰入金		9,431,704	Δ267,033	9,164,671
	1 一般会計繰入金	9,371,704	Δ267,033	9,104,671
5 繰越金		3,281,740	1	3,281,741
	1 繰越金	3,281,740	1	3,281,741
6 諸収入		55,140,200	124,923	55,265,123

	1 雑 入	55,140,200	124,923	55,265,123
歳 入	合 計	156,490,248	Δ2,284,603	154,205,645

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 156,490,248	千円 Δ2,284,603	千円 154,205,645
	1 社会福祉費	156,490,248	Δ2,284,603	154,205,645
歳 出	合 計	156,490,248	Δ2,284,603	154,205,645